

香川県条例第2号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県石綿による健康被害の防止に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>建築物に関する措置（第8条—第11条）</u></p> <p>第3章 雑則（第12条—第16条）</p> <p>第4章 罰則（<u>第17条—第20条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>石綿の粉じんの</u>大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、<u>石綿を含有する建築材料を使用する建築物に関し必要な措置を講じ、もって</u>県民の安全で安心な生活を守ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>特定石綿吹付け材</u> <u>石綿を含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>特定石綿含有保温材等</u> <u>石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 <u>アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制（第8条—第16条）</u></p> <p>第3章 <u>アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置（第17条—第19条）</u></p> <p>第4章 雑則（第20条—第24条）</p> <p>第5章 罰則（<u>第25条—第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>アスベストの粉じんの</u>大気中への排出又は飛散による県民の健康被害を防止するため、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、<u>国が講ずる措置のほか、アスベストの粉じんの排出又は飛散の規制及びアスベスト含有材料を使用する建築物に関する措置を講じ、もって</u>県民の安全で安心な生活を守ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>アスベスト吹付け材</u> <u>アスベストを含有する吹付け材で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(2) <u>アスベスト含有材料</u> <u>アスベスト吹付け材及びアスベストを含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。</u></p>

(3) 特定石綿含有建築材料 特定石綿吹付け材、特定石綿含有保温材等
その他石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、特定石綿含有建築材料の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿の粉じんによる県民の健康被害を防止するための施策（以下「石綿健康被害防止施策」という。）を実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を県民に提供することにより、石綿の適切な取扱い及び石綿の粉じんによる健康被害の防止に関する知識の普及に努めるものとする。

3 県は、石綿健康被害防止施策においては、災害時における石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を抑制するための措置についても講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、石綿の粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないために必要な措置（以下「石綿飛散防止措置」という。）を講じなければならない。

(建築物等の所有者の責務)

第5条 建築物その他工作物等で規則で定めるもの（以下「建築物等」という。）の所有者（当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下同じ。）は、当該建築物等における特定石綿含有建築材料の使用の有無を把握し、石綿飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

(石綿を含有する製品の製造者等の責務)

第6条 事業活動において石綿を含有する製品を製造し、加工し、販売し、又は使用した者は、その製品に関し保有する情報を自ら開示し、又は顧客等関係者の求めに応じ提供するよう努めなければならない。

(3) アスベスト排出等作業 次に掲げる作業をいう。

ア アスベスト含有材料が使用されている建築物その他工作物等で規則で定めるもの（以下「建築物等」という。）を解体するもの

イ 作業の対象となる部分にアスベスト含有材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修するもの

(県の責務)

第3条 県は、アスベスト含有材料の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、アスベストの粉じんによる県民の健康被害を防止するための施策（以下「アスベスト健康被害防止施策」という。）を実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を県民に提供することにより、アスベストの適切な取扱い及びアスベストの粉じんによる健康被害の防止に関する知識の普及に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、アスベストの粉じんを大気中に排出し、又は飛散させないために必要な措置（以下「アスベスト飛散防止措置」という。）を講じなければならない。

(建築物等の所有者の責務)

第5条 建築物等の所有者（当該建築物等について、所有者が、修繕その他の建築物等の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物等の管理者又は占有者に委ねている場合にあつては、当該管理者又は占有者。以下同じ。）は、当該建築物等におけるアスベスト含有材料の使用の有無を把握し、アスベスト飛散防止措置を講ずるよう努めなければならない。

(アスベストを含有する製品の製造者等の責務)

第6条 事業活動においてアスベストを含有する製品を製造し、加工し、販売し、又は使用した者は、その製品に関し保有する情報を自ら開示し、又は顧客等関係者の求めに応じ提供するよう努めなければならない。

(市町との連携)

第7条 県は、市町と連携して、石綿健康被害防止施策を実施するものとする。

(市町との連携)

第7条 県は、市町と連携して、アスベスト健康被害防止施策を実施するものとする。

第2章 アスベスト含有材料を使用する建築物等の解体等に関する規制

(作業基準)

第8条 アスベスト排出等作業の方法に関する基準（以下「作業基準」という。）は、アスベスト排出等作業の種類ごとに、規則で定める。

(アスベスト排出等作業の実施の届出)

第9条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「特定工事の発注者等」という。）は、アスベスト排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所
- (4) アスベスト排出等作業の種類
- (5) アスベスト排出等作業の実施の期間
- (6) アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の部分におけるアスベスト含有材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (7) アスベスト排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該アスベスト排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第10条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るアスベスト排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第10条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第9条第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

第11条 特定工事を施工する者は、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第2章 建築物に関する措置

(建築物の所有者がとるべき措置)

第12条 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第13条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(適用除外)

第14条 第9条から前条まで(第10条の2を除く。)の規定は、アスベスト排出等作業のうち大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定に基づく届出を要するものには適用しない。

2 第10条の2の規定は、解体等工事のうち大気汚染防止法第18条の17第1項又は第3項の規定に基づく調査を要するものには、その要する調査の範囲において、適用しない。

(アスベスト排出等作業の内容の揭示義務)

第15条 特定工事を施工する者は、当該特定工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業の内容を、当該特定工事の場所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(廃棄の届出)

第16条 第9条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、アスベスト排出等作業により廃棄することとなるアスベスト含有材料の種類及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。

第3章 アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する措置

(建築物の所有者がとるべき措置)

第8条 特定石綿吹付け材を使用する建築物の所有者（次条に規定する者を除く。）は、その使用状況を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（多数の者が使用する建築物の所有者の義務）

第9条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等多数の者の使用又は利用に供される建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物における特定石綿吹付け材の使用の有無及び使用状況を把握し、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の所有者は、当該建築物に特定石綿吹付け材が使用されている場合において、石綿の粉じんが大気中に排出され、若しくは飛散し、又はそのおそれがあるときは、遅滞なく特定石綿吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び公表）

第10条 略

（特定石綿吹付け材又は特定石綿含有保温材等の廃棄の届出）

第11条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項又は第2項の規定に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、次に掲げる作業により廃棄することとなる特定石綿吹付け材又は特定石綿含有保温材等（以下「特定石綿吹付け材等」という。）の種類及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。

（1）特定石綿吹付け材等が使用されている建築物を解体するもの

（2）作業の対象となる部分に特定石綿吹付け材等が使用されている建築物を改造し、又は補修するもの

第3章 略

（台帳の整備）

第12条 知事は、石綿の粉じんによる健康被害の防止のための適切な措置を講ずるため、特定石綿吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備するものとする。

第17条 アスベスト吹付け材を使用する建築物の所有者（次条に規定する者を除く。）は、その使用状況を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（多数の者が使用する建築物の所有者の義務）

第18条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等多数の者の使用又は利用に供される建築物で規則で定めるものの所有者は、当該建築物におけるアスベスト吹付け材の使用の有無及び使用状況を把握し、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の所有者は、当該建築物にアスベスト吹付け材が使用されている場合において、アスベストの粉じんが大気中に排出され、若しくは飛散し、又はそのおそれがあるときは、遅滞なくアスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講じなければならない。

（勧告及び公表）

第19条 略

第4章 雑則

（台帳の整備）

第20条 知事は、アスベストの粉じんによる健康被害の防止のための適切な措置を講ずるため、アスベスト吹付け材を使用する建築物に関する台帳を整備するものとする。

2 略

(定期監視)

第13条 知事は、石綿の粉じんによる大気汚染の状況を定期的に監視するものとする。

2 略

(報告の徴収)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定石綿吹付け材等を使用した建築物等の所有者に対し、大気中の石綿の粉じんの飛散状況、石綿飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定石綿吹付け材等を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、大気中の石綿の粉じんの飛散状況、石綿飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

(委任)

第16条 略

第4章 略

第17条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第1項の

2 略

(定期監視)

第21条 知事は、アスベストの粉じんによる大気汚染の状況を定期的に監視するものとする。

2 略

(報告の徴収)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者又はアスベスト含有材料を使用した建築物等の所有者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場、特定工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

(委任)

第24条 略

第5章 罰則

第25条 第10条又は第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第26条 第9条第1項の規定による届出又は第16条の規定による届出のうち

規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第18条 第15条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第20条 第11条の規定による届出のうち大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

第9条第1項若しくは大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者又は特定工事を施工する者

(2) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第9条第2項の規定による届出又は第16条の規定による届出のうち第9条第2項若しくは大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に併せて届け出るものについて、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～26 略	
27 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>条例第8条、第9条第1項及び第11条の規定</u> による届出の受理 (2) <u>条例第10条第1項の規定</u> による勧告 (3) <u>条例第10条第2項の規定</u> による公表 (4) <u>条例第10条第3項の規定</u> による意見を述べる機会 ^{の付与} (5) <u>条例第12条第1項の規定</u> による台帳の整備 (6) <u>条例第13条第1項の規定</u> による定期監視 (7) <u>条例第13条第2項の規定</u> による監視結果の公表 (8) <u>条例第14条の規定</u> による報告の徴収 (9) <u>条例第15条第1項の規定</u> による立入検査及び質問	略
28～55 略	

備考 略

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～26 略	
27 香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>条例第9条第1項及び第2項、第16条、第17条並びに第18条第1項の規定</u> による届出の受理 (2) <u>条例第10条及び第12条の規定</u> による命令 (3) <u>条例第19条第1項の規定</u> による勧告 (4) <u>条例第19条第2項の規定</u> による公表 (5) <u>条例第19条第3項の規定</u> による意見を述べる機会 ^{の付与} (6) <u>条例第20条第1項の規定</u> による台帳の整備 (7) <u>条例第21条第1項の規定</u> による定期監視 (8) <u>条例第21条第2項の規定</u> による監視結果の公表 (9) <u>条例第22条の規定</u> による報告の徴収 (10) <u>条例第23条第1項の規定</u> による立入検査及び質問	高松市
28～55 略	

備考 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊現場作業手当)	(特殊現場作業手当)

第22条 略

(1)～(8) 略

(9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項又は香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第15条第1項の規定による立入検査

2 略

第22条 特殊現場作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1)～(8) 略

(9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項又は香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）第23条第1項の規定による立入検査

2 略